

横浜市高校生留学補助事業実施要綱

制定 令和 8 年 4 月 1 日 教学経第 197 号（教育長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市内在住高校生又は横浜市内在学高校生に対して、長期留学又は短期留学に係る費用の一部を補助することにより、補助を受ける者がグローバル社会を生きる力を身に着ける教育を推進すること及び当該補助を受ける者を通じて、市内の高校生をはじめとする児童生徒が幅広く海外留学の可能性を感じられる環境を整備し、英語学習への意欲及び海外留学への関心を高めること等を目的として、本事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）高校等

高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（第 1 学年から第 3 学年まで）及び専修学校（高等課程）をいう。

（2）市内在住高校生

横浜市内（以下「市内」という。）に在住し、市内又は横浜市内外（以下「市外」という。）の高校等に在籍している生徒をいう。

（3）市内在学高校生

市外に在住し、市内の高校等に在籍している生徒をいう。

（4）受入先機関

外国に所在する法人や団体等で、学修又は探究活動（ボランティア活動、無給のインターンシップその他報酬を得ることを目的としない活動を含む。）を行い、かつ、受入れの証明及び活動修了の証明が可能な機関をいう。ただし、個人による受入れは除く。

（5）留学期間

受入先機関での学修又は探究活動のための滞在期間であって、出発日及び帰国日を含む期間をいう。

（6）長期留学

市内在住高校生又は市内在学高校生が、自発的に 90 日以上 365 日以下の留学期間において外国に在留し、外国における正規の後期中等教育機関又は当該高校生が在籍する高校等が留学事業の派遣先として認める機関（以下「外国の高校等」という。）に定期的に通学することをいう。

（7）短期留学

市内在住高校生又は市内在学高校生が、自発的に 7 日以上 90 日未満の留学期間において外国に在留し、外国の高校等における授業参加若しくは交流又は受入先機関において教育上有益な学修若しくは探究活動を行うことをいう。

(高校生留学補助事業)

第3条 横浜市は、市内在住高校生又は市内在学高校生に対し、長期留学又は短期留学に係る費用の一部を、予算の範囲内で補助するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、これまでに高校生に対する留学補助に係る事業（従前の横浜市世界を目指す若者支援事業を含む。）による補助を受けたことがある者は、補助の対象としない。

(高校生留学補助事業の補助対象経費)

第4条 前条の補助の対象となる経費は、市内在住高校生又は市内在学高校生が、長期留学又は短期留学のために必要とする次に掲げる経費であって、申請年度の2月末までに支払ったものとする。

- (1) 最終目的地までの航空運賃（エコノミークラス又はこれに準ずるクラスによる1往復分）
- (2) 渡航先における空港から滞在地までの送迎費（1往復分）
- (3) 空港税、燃油サーチャージ及び出国手続に係る諸費用
- (4) 査証（ビザ）及び旅券（パスポート）の取得に係る諸費用（手続代行手数料を除く。）。ただし、既に留学に有効な旅券を所持している場合は、当該旅券取得費用を除く。
- (5) 留学先機関又は当該国の法令により提出を求められる書類の作成に要する翻訳費用、アポスティーユ（公印確認又は認証）費用及び公証人認証費用
- (6) 留学プログラムへの参加に必須となる費用（外国の高校等に納付する授業料、施設利用費、受入先機関に支払う活動費等）。ただし、営利団体の留学企画費用又は本部運営費用を除く。
- (7) 海外旅行保険料
- (8) 寮費、ホストファミリーに支払うホームステイ費等の現地における宿泊費に相当する費用
- (9) その他市長が必要と認める経費

(高校生留学補助事業の補助額)

第5条 補助額は、1人当たり前条に規定する補助対象経費の2分の1以内とし、長期留学にあつては150万円を、短期留学にあつては20万円を、それぞれ上限とする。

2 他の団体等から奨学金等の給付を受けている場合における補助額は、当該奨学金等の額と本補助金の額の合計が、補助対象経費の額を超えない範囲とする。

(補助の申請)

第6条 補助を受けようとする市内在住高校生又は市内在学高校生（以下「申請者」という。）は、横浜市高校生留学補助事業申請書（第1号様式）に、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添付し、募集要項等で定める期間内に市長に提出しなければならない。

(1) 長期留学をする者

- ア 本人確認書類
- イ 留学期間と留学先での活動内容がわかる予定表
- ウ 留学する外国の高校等の概要がわかるリーフレット等
- エ 第4条に定める経費の額及び経費の支払時期がわかる書類の写し、既に支払っている場合は領収書の写し

- オ 他の団体等から当該留学に係る奨学金等の給付を受けている場合は、それら給付される奨学金等の額及び給付時期がわかる書類の写し
- カ 外国の高校等への留学が許可されていることを証明する書類の写し（申請時に提出できない場合は、入手次第速やかに提出すること。）
- キ 在籍する高校等からの推薦書（第2号様式）
- ク 留学に関する作文（第3号様式）
- ケ 在籍する高校等（高校1年生の場合は、在籍していた中学校）における成績表の写し（前年度分）
- コ その他市長が必要とするもの

(2) 短期留学をする者

- ア 本人確認書類
- イ 留学期間と留学先での活動内容がわかる予定表
- ウ 外国の高校等や受入先機関の概要がわかるリーフレット等
- エ 第4条に定める経費の額及び経費の支払時期がわかる書類の写し、既に支払っている場合は領収書の写し
- オ 他の団体等から当該留学に係る奨学金等の給付を受けている場合は、それら給付される奨学金等の額及び給付時期がわかる書類の写し
- カ 外国の高校等又は受入先機関等での学修や活動が許可されていることを証明する書類の写し（申請時に提出できない場合は、入手次第速やかに提出すること。）
- キ 在籍する高校等からの推薦書（第2号様式）
- ク 留学に関する作文（第3号様式）
- ケ 在籍する高校等（高校1年生の場合は、在籍していた中学校）における成績表の写し（前年度分）
- コ その他市長が必要とするもの

2 横浜市は、前項に関し、次の各号に掲げる要件を全て満たす申請者からの申請のみ受け付けるものとする。

- (1) 留学しようとする者が当該年度の4月1日時点において30歳以下であること。
- (2) 留学しようとする者が海外留学に支障のない健康状態であること。
- (3) 留学しようとする者が国際理解及び国際交流に関心を有し、海外の国又は地域との相互理解及び友好親善に寄与しようとする意欲があること。
- (4) 在籍する高校等の校長の推薦を受けていること。
- (5) 当該年度の4月1日から3月31日までに出発するものであること。

（補助の決定・通知）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等によりその内容を審査し、適当と認めたときは、予算の範囲内で補助を決定するものとする。

2 市長は、補助の決定に当たっては、申請者の提出書類及び面接審査により留学意欲等を総合的に審査するものとする。

3 市長は、第1項の規定による補助の決定をする場合において、補助の目的を達するために必

要な範囲で条件を付すことができる。

- 4 市長は、補助を決定した者に対して、横浜市高校生留学補助事業補助交付決定通知書（第4号様式）によりその旨及び補助交付決定額その他必要な事項を通知するものとする。
- 5 市長は、補助を決定しなかった者に対して、横浜市高校生留学補助事業結果通知書（第5号様式）によりその旨を通知するものとする。

（変更・中止・廃止の承認）

第8条 申請者は、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）第7条第1号又は第2号の規定に基づき、申請内容を変更又は中止する場合には、横浜市高校生留学補助事業に係る変更・中止・廃止承認申請書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、市長が交付金額等の変更を決定した者に対しては、横浜市高校生留学補助事業補助交付変更通知書（第7号様式）により補助交付決定額その他必要な事項を通知するものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第9条 補助金規則第9条第1項の規定により申請の取下げができる期間は、補助金の交付決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

（実績報告）

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、当該補助対象経費の支払が完了したときは、次に掲げる書類を別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 横浜市高校生留学補助事業実績報告書（第8号様式）
- (2) 補助対象経費を支払ったことを証明する書類（領収書及び内訳がわかる書類等）の写し
- (3) その他市長が必要とするもの

（補助金の交付）

第11条 市長は、前条の規定による報告を受け、補助の決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかを審査し、適合していると認めたときは、横浜市高校生留学補助事業補助額確定通知書（第9号様式）を交付する。

- 2 前項の規定による通知を受けた者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。
- (1) 横浜市高校生留学補助事業補助金支払請求書（第10号様式）
- (2) 横浜市高校生留学補助事業補助額確定通知書（第9号様式）の写し

（概算払）

第12条 前2条の規定にかかわらず、第7条の規定により補助金の交付決定を受けた者が、補助対象経費の支払の前に補助金の交付を受けようとするときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 横浜市高校生留学補助事業補助金概算払請求書（第11号様式）
- (2) 当該長期留学又は短期留学の実施が確定していることを証する書類

(3) 横浜市高校生留学補助事業補助交付決定通知書（第 5 号様式）の写し

- 2 市長は、前項の規定による請求を受け、必要と認めたときは、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 162 条第 3 号の規定に基づき、補助金を概算払により交付することができる。
- 3 前項の規定により概算払を受けた者が、補助対象経費支払後残金が生じたときは、別に定める期日までに精算残額を報告し、返還しなければならない。補助金等の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、補助金規則に定める延滞金を市に納付しなければならない。

（留学中の報告）

第 13 条 長期留学の場合にあつては、留学期間中、毎月月末までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない（出発日と帰国日を含む月末は除く）。

- (1) 横浜市高校生留学補助事業月次報告書（第 12 号様式）
- (2) その他市長が必要とするもの

（修了後の報告）

第 14 条 補助金の交付決定を受けた者は、修了して帰国した日の翌日から起算して 30 日以内に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 横浜市高校生留学補助事業修了報告書（第 13 号様式）
- (2) その他市長が必要とするもの
- 2 補助金の交付決定を受けた者は、横浜市の求めに応じて、広く市民に当該長期留学又は短期留学の成果を発表するとともに、帰国後のアンケート調査、進学や就職に関する追跡調査、本事業の広報等において横浜市に協力しなければならない。

（補助決定等の取消し、補助金の返還等）

第 15 条 市長は、次のいずれかに該当するときは、長期留学又は短期留学の補助の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) 申請者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助の対象となる経費が支出されないとき
- (3) 補助金の申請に係る提出書類の内容と事実が著しく異なるとき
- (4) 申請者がこの要綱の規定及び補助の決定に付した条件に違反したとき
- (5) 申請者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (6) 申請者が補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
- 2 市長は、前項の規定により補助の決定の全部又は一部を取り消した場合は、速やかに、その旨を申請者に通知するとともに、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が支払われている場合においては、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。補助金等の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、補助金規則に定める延滞金を市に納付しなければならない。

（関係書類の保存期間）

第 16 条 補助金の交付決定を受けた者は、補助金の使途の証拠となる領収書等の書類を整備し、保管しなければならない。

2 前項に規定する証拠書類は、当該補助を受けた年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(調査の実施)

第 17 条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付決定を受けた者に資料の提出を求める等調査を行うことができる。

(調査に対する協力)

第 18 条 補助金の交付決定を受けた者は、補助金の使途等に関し、市長が必要な調査をしようとするときは、これに協力しなければならない。

(書類の提出)

第 19 条 申請者又は補助金の交付決定を受けた者は、この要綱の規定により書類を市長に提出する場合は、市が定める方法により提出するものとする。

(代理人)

第 20 条 補助金の交付決定を受けた者が未成年である場合又は留学中である場合は、この要綱に定める手続について、保護者が代理することができる。

(委任)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(横浜市世界を目指す若者応援事業要綱の廃止)

2 この要綱の施行に伴い、横浜市世界を目指す若者応援事業要綱（平成 26 年 4 月 1 日 政令第 1308 号（局長決裁））は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱による廃止前の横浜市世界を目指す若者応援事業要綱第 9 条の規定に基づき補助金の交付決定を受けている者については、なお従前の例による。